

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、個人（公務員を除く。）の氏名を開示すべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成25年7月10日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇月〇〇日午前、〇〇市〇〇の駐車場の4階から乗用車が厚さ約20センチのモルタル製の壁を突き破ってバスロータリーの路上に転落した事件について、建築物の所有者ないし管理者に報告を求めた文書、国に報告した内容が分かる文書（決裁文書等を含む。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成25年7月18日、実施機関は、本件開示請求のうち、「建築物の所有者ないし管理者に報告を求めた文書」に係る部分（以下「請求1」という。）に対応する行政文書については、作成又は取得していないため不存在とし、「国に報告した内容が分かる文書」に係る部分（以下「請求2」という。）に対応する行政文書については、次の（1）開示する行政文書（以下「本件開示文書」という。）のとおり特定した。また、本件開示請求について、（2）の開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「建築物事故情報報告（第1報）（平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在）」

##### （2）開示しない部分

ア 個人のメールアドレス

イ 個人（公務員を除く。）の氏名

ウ 〇〇月〇〇日午前、〇〇市〇〇の駐車場の4階から乗用車が厚さ約20センチのモルタル製の壁を突き破ってバスロータリーの路上に転落した事件について、建築物の所有者ないし管理者に報告を求めた文書（決裁文書等を含む。）

##### （3）開示しない理由

ア (2) のア及びイ

条例第7条第2号

個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため

イ (2) のウ

建築物の所有者又は管理者に報告を求めておらず、当該文書を作成していないため

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成25年9月17日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成25年10月3日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分取消しを求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 異議申立書

立体駐車場からの落下事故が奈良県に限らず全国的に頻発している。多数の者が利用する駐車場における事故の情報を公開することは意義が大きい。実施機関が開示しなかった情報について、再度、精査していただきたい。

なお、同様の立体駐車場からの落下事故に関して、たとえば、特定行政庁の〇〇市長は駐車場管理者（〇〇株式会社）から添付のとおり報告を受けている。本件処分について、駐車場管理者とのやりとりがされていないかも含めて、確かめていただきたい。

#### (2) 意見書

ア 情報公開条例第1条では、条例における解釈及び運用の基本原則として、「この条例は、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすると

ともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的とする。」と定めています。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられます。

イ 立体駐車場からの落下事故が奈良県に限らず全国的に頻発しています。多数の者が利用する駐車場における事故について徹底調査をすることには大きな意義があります。他の地方公共団体は、立体駐車場からの落下事故が発生した際に、その日のうちに現場の検証を行うとともに、建築主等に報告を求めています。それに対して、実施機関が公開した文書によると、事故発生の金曜日に速やかに現場検証せず、週が明けてから現場検証をしており、また、建築主等に報告も求めていることとなります。実施機関は、事故発生後速やかに職員が現地へ赴いた、管理者からの聞き取り等の調査を実施したから、報告は不要と判断したとの弁明をしています。しかしながら、速やかに職員が現地へ赴いて、現場の検証をしたのなら、その文書が存在するはずで、公開対象文書の特定を誤っているおそれがあります。

ウ 実施機関は、市販の住宅地図の写しに記載された氏名の情報を不開示としています。しかしながら、市販の住宅地図は、誰でも図書館等で閲覧することができるので、条例第7条第2号ただし書ア（法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）に該当し、開示しなければなりません。東京都情報公開審査会答申第609号（平成25年7月25日）や第637号（平成25年12月5日）は、市販の住宅地図に記載された氏名を開示すべきとの判断をしています。

なお、新聞記事に記載された氏名の情報について、名古屋高等裁判所平成17年（行コ）第58号公文書部分非開示決定処分取消請求控訴事件平成18年1月18日判決では、三重県が新聞記事の一部を不開示とした処分を取り消しており、その理由として、「三重県立図書館や津市立図書館等では、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞のいわゆる全国紙や中日新聞、伊勢新聞等の地方紙を過去10年以上に渡って所蔵し、利用者に対し閲覧に供していることが認められるところ、かかる取扱いは、地方自治体の図書館に関する条例若しくは慣行に基づくものであると認められる。したがって、本件各新聞記事は、条例若しくは慣行により、三重県立図書館等の公立図書館において原則として誰でも閲覧できる状態にあると認められる。そうすると、相手方の「職業」「役職」「氏名」「年齢」という本件部分についても、本件各新聞記事を閲覧することにより誰でも知り得る状態におかれていることになるから、本件部分は、例外事由イに該当し、公開すべき情報に当たる。」と判示しています。三重県は上告しましたが、最高裁判所は平成18年6月8日に上告を棄却し、名古屋高等裁判所の判決が確定しています。同様に、市販の住宅地図についても、開示すべき情報に当たると考えます。

### （3）口頭意見陳述

ア 事故のあった平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施機関は必ず現場へ行って、第1報を国へ報告しているはずであるので、これを開示してほしい。

イ 国への報告を行うに当たって、実施機関が、建築物の所有者又は管理者に報告を求めているはずがないので、これを開示してほしい。

ウ 現場へ行って調査をしたのであれば、その際の写真やメモがあるはずであるのでこれを開示してほしい。

エ 当該事故について、てん末を国に報告しているはずであるので、これを開示してほしい。

オ 市販の住宅地図や誰でもダウンロードできるものについて記載された個人の氏名は、法令若しくは慣例に基づき公にされているものであるため、不開示にできないので開示するべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 理由説明書

###### (1) 本件開示請求に対応する文書について

本件開示請求は、平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分に〇〇市〇〇で発生した、乗用車が建築物の4階から路上に転落した事故（以下「本件事故」という。）に関する文書に係るものである。

実施機関は、本件開示請求に対応する文書として、開示請求書に記載された「国に報告した内容が分かる文書（決裁文書等を含む。）」については、平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）に国土交通省住宅局建築指導課へ本件事故についての報告を行っており、これに係る文書を作成していることから、当該文書を本件開示請求に対応する文書と特定した。

また、「建築物所有者又は管理者に報告を求めた文書（決裁文書等を含む。）」については、実施機関が建築物の所有者又は管理者に対して報告を求める旨の文書及び当該文書を受けて建築物所有者又は管理者が実施機関に報告した文書の開示を求めているものと判断した。

###### (2) 事故情報に対する特定行政庁の対応について

建築物等に係る事故情報に対する対応については、国土交通省住宅局建築指導課長より平成17年3月31日付け国住防第3278号で各都道府県建築主管部長宛てに「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について（通知）」（以下「国土交通省通知」という。）の文書通知がなされており、この中では、特定行政庁は事故情報を把握したときは、必要に応じて報告徴収及び立入検査などを実施して事故情報の確認を行い、当該建築物所有者等に対して当面の再発防止対策を指導するとともに、事故による被害の程度を勘案して国土交通省へ報告することとされている。

これを踏まえ、特定行政庁である実施機関が行った対応の経過は、以下のとおり

である。

ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）、事故発生。

イ 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）、特定行政庁の職員3名が現地を調査するとともに、建築物所有者側の職員から事故発生状況や建築物管理状況について聴取。併せて、事故再発防止について口頭指導。

ウ 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）、国土交通省住宅局建築指導課へ建築物事故状況について報告。

エ 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課長名で建築物所有者へ事故再発防止に係る文書指導。

### （3）不開示の理由

ア 条例第7条第2号の該当性について

（ア）個人のメールアドレス

本件不開示情報のうち、個人のメールアドレスは、実施機関の職員のメールアドレスである。

当該メールアドレスは、実施機関において職員一人ひとりに対し付与されたものであり、当該メールアドレスには、職員個人の氏名を識別することができる文字列が含まれている。したがって、当該メールアドレスは、条例第7条第2項本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、同号は、ただし書アからウまでのいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしているので以下検討する。

実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、メールアドレスについては、奈良県職員録に掲載されておらず、同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

また、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

次に、同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を同号の不開示情報から除外することとしているが、当該メールアドレスは、実施機関の職員の職及び職務遂行の内容ではない。したがって、同号ただし書ウに該当しない。

以上のことから、条例第7条第2号に該当すると判断した。

（イ）個人（公務員を除く。）の氏名

本件不開示情報のうち、個人（公務員を除く。）の氏名は、市販の住宅地図

の写しに掲載された個々の住宅に表示された個人の氏名である。

個人の氏名は、条例第7条第2項本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号はただし書アからウまでのいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしているので以下検討する。

住宅地図は出版社が現地で表札、郵便受け等を確認し氏名を掲載しており、表札、郵便受け等に表示された氏名は、不動産登記簿に掲載された権利者の氏名と一致しているとは限らない。また、掲載するに当たって、出版社は個人情報の本人に対し、事前に承諾を得ているとも限らない。

もとより、住宅の表札、郵便受け等に氏名を表示するのは、当該住宅を訪問する者に対して居住者の氏名を示す必要があるためであって、広く一般に公にすることを目的としているとは認められない。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）は、第23条第1項において、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない旨を規定しており、同条第2項において、個人情報の本人の求めに応じて第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめその旨を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、同条第1項の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる旨を規定している。これについて、住宅地図の出版社は、本人から個人情報の掲載の停止を求められた場合には次回のデータ更新に基づき制作される商品から氏名を削除することを出版社のホームページに掲載している。

これらの事情を考慮すると、条例第7条第2号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは言えない。

また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、条例第7条第2号に該当すると判断した。

#### イ 条例第7条第6号の該当性の追加について

アの（ア）について、当該メールアドレスは、実施機関の職員の職務遂行のために付与されたものであることから条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。これを公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条6号後段に掲げる情報に該当すると判断し、不開示理由として条例第7条第6号を追加するものである。

#### ウ 行政文書の不存在について

（2）で述べたとおり、建築物等に係る事故が発生した場合は、特定行政庁は、事故について必要に応じて報告徴収及び立入検査等を実施することとなっている。

本件事故について、特定行政庁である実施機関は、文書により報告を求めたのではなく、実施機関の職員が現地に赴き、建築物所有者に面談の上、事故の発生状況等を聴取することにより調査を行った。聴き取った内容は、国土交通省住宅

局建築指導課建築安全調査室課長補佐より各都道府県建築主管課長宛て平成20年4月16日付け事務連絡「建築物等に係る事故防止のための運用について」により示された、報告様式に記載の上、国土交通省に報告した。本件決定において開示した「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「建築物事故情報報告（第1報）（平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在）」」がこれに該当する。

調査の方法が文書によるか聴取によるかについて国土交通省通知は特に言及しておらず、実施機関が状況に応じて適切な方法を選択している。

本件については、現地調査及び聴取による調査により事故の状況が把握できたことから、建築物所有者等から重ねて文書による報告を求める必要はないと判断したものである。

したがって、文書による調査は行っていないため「報告を求めた文書」は作成していない。

## エ その他

実施機関は、本件開示請求を受けた際、当該事故に対する対応状況及び実施機関がどのような文書を保有しているかについて、異議申立人に対し説明すべきであると考え、再三に渡り異議申立人への連絡を図った。

しかしながら、異議申立人と連絡が取れなかったことから、説明の機会が得られることなく本件処分に至ったものである。

## 2 口頭理由説明

建築物や建築設備に関して重大事故が発生した場合、まずは、消防署などの関係機関からの情報収集、所有者又は管理者からの聴き取りを行い、当該事故が、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定された建築物（建築設備を含む。）、工作物又は遊戯施設が建築基準法に照らして適合していないことに起因するものか又はその疑いがあるものかを調査する。当該調査において、事故が、建築物等が建築基準法に照らして適合していないことに起因する場合、又はその疑いがある場合は、建築基準法第12条第5項の規定に基づいて文書により報告を求める。

本件開示請求に係る事故は平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前に発生した。実施機関は同月〇〇日（〇）に当該事故の発生を同月〇〇日（〇）の朝刊で知り、同月〇〇日（〇）に現地調査を行った。同月〇〇日（〇）に本件開示文書を国土交通省建築指導課宛てに発出し、その後、本件所有者等に対し事故の再発防止に努めることを求める文書を発出した。

本件開示請求に係る事故は、建築物等が建築基準法に照らして適合していないことに起因する場合、又はその疑いがある場合には当たらないと判断した。また、実施機関は、当該建築物等について、建築確認や検査済証の交付が適切に行われており、完了後の増改築行為がないことも確認している。

なお、現地で聴き取った内容は、担当者がメモを作成しているが、備忘用の記録であるため供覧や決裁を受けておらず、保存されていない。

したがって、建築物所有者又は管理者に対して報告を求める必要がないと判断し、当該報告書を求めていないため、不存在である。

また、不開示とした個人の氏名は、市販の住宅地図に記載された個人の住宅に係る氏名であるが、住宅地図は、本人の申出による掲載の停止（いわゆるオプトアウト）の仕組みの下で市販されることが認められている。

したがって、ストーカー、いわゆるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害を受けるおそれがある等の事情により自己の住所を知られたくないと考える個人が、既に出版社に対して掲載の停止の申出をしている等の可能性がある。

また、出版社は、個人からの申出を受けて掲載の停止の措置を講じることができるが、実施機関は、開示した文書について何ら措置を講じる手段がない。

これらのことから、当該氏名を不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件開示請求に対応する行政文書について

建築物等に係る事故が発生したときは、実施機関は、国土交通省通知に基づき、事故情報を確認し、国土交通省へ報告を行うこととされている。

本件開示請求は、本件事故について、実施機関が国土交通省通知に基づき作成又は取得した文書の開示を求めるものである。

請求1は、実施機関が、本件事故に係る駐車場の所有者又は管理者（以下「本件所有者等」という。）に対し、本件事故について報告を依頼する旨の文書（以下「本件依頼文書」という。）及び本件依頼文書に基づき本件所有者等が実施機関に提出した文書（以下「本件報告文書」という。）の開示を求めるものであると解される。

請求2は、本件事故について、実施機関が国土交通省に報告した文書の開示を求めるものであると解される。

### 3 本件決定の妥当性について

実施機関は、請求1に対応する行政文書については、作成又は取得していないため不存在であり、また、本件開示文書のうち、個人のメールアドレス及び個人（公務員を除く。）の氏名については、条例第7条第2号又は第6号に該当すると主張している。以下検討する。

また、異議申立人は、口頭意見陳述において本件開示文書以外にも請求2に対応する行政文書が存在すると主張している。当該主張については、異議申立書及び意見書において明文をもって示されていないが、異議申立書及び意見書の記述を広義に解釈し、本件異議申立てが当該行政文書についても開示を求める趣旨であるものとして扱うこととし、併せて検討する。

#### (1) 請求1に対応する行政文書の不存在について

実施機関は、請求1に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在であると主張している。

実施機関は、本件事故については、職員が現地に赴き、本件所有者等に対し事故の状況等について聴き取ったが、文書による報告を求めていないため、本件依頼文書及び本件報告文書を作成又は取得していないと説明している。

文書により報告を求める必要がなかったのかという点について、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、事故の原因が専ら建築物等に起因したものである場合は文書による報告を求めるが、それ以外の場合には聴き取りによる報告のみとする等、状況によって扱いが異なり、過去に発生した事故についても、聴き取りのみの例と、聴き取りと併せて文書による報告を求めた例とがあり、状況に応じて適切な方法を選択しているとのことであった。また、本件事故については、現地での聴き取りの結果、乗用車の運転者の操作ミスに起因するものであることが判明したため、文書による報告を求める必要はないと判断したとのことであった。

当審査会が国土交通省通知を見分したところ、その趣旨は、建築物等に係る事故が発生した場合、特定行政庁が、事故情報の確認を行い、その概要を国土交通省に報告する等により、全国的に類似事故の再発防止を図ることであると考えられる。また、国土交通省通知は、事故の情報を把握するための方法として、聴き取りによるべきか、文書による報告を求めるべきかについて、特に言及していない。

これらのことから、事故の原因が建築物等に起因したものであるかどうかによって扱いが異なることは、事務処理上特段合理性を欠くものではないと考えられる。

これに対し、異議申立人は、建築時には適法に建てられた建築物であっても、法令の改正等により、新たな規定に対して不適合が生じている場合がある等の状況を考慮すると、文書による報告を求めて然るべきであると主張している。しかしながら、当審査会は、開示決定等の妥当性を判断するものであり、実施機関の本件事故への対応が適切であったかどうかを判断するものではなく、前述の異議申立人の主張を考慮しても、なお、実施機関が本件所有者等に対して文書により報告を求めた事実があると推測させる特段の事情は認められず、本件依頼文書及び本件報告文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

また、異議申立人は、実施機関が聴き取りにより報告を求めたのであれば、その記録が存在するはずであると主張している。この点について実施機関は、職員が現地に赴き本件所有者等から事故の状況等を聴き取り、その内容を書き留めた文書（以下「本件聴き取り文書」という。）は、当該職員の個人的な備忘録として作成されたものであるため行政文書には該当せず、また、これに基づいて国土交通省への報告文書を作成した後に廃棄した、と説明している。

聴き取った内容を現地で書き留めた場合、当該職員が帰庁して復命書等の文書を作成することにより所属長に報告し、その後国土交通省への報告文書を作成する、という手順により事務処理が行われることが想定される。しかしながら、事故の状況等の聴き取りは、国土交通省への報告を念頭に置いたものであることを考慮すると、復命書等の文書の作成を省略して、聴き取った内容を記載した備忘録に基づいて国土交通省への報告文書を作成し、その決裁をもって所属長への報告を兼ねるといふ扱いがなされ、不要となった備忘録を廃棄したとしても、事務処理上特段合理性を欠くものではないと考えられる。

ところで、条例により開示を求めることができるのは、第2条第2項に規定する行政文書である。行政文書とは、同項によると、職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであるとされている。

本件聴き取り文書については、作成された状況を勘案すると、実施機関の職員が個人的な備忘録として作成した文書であって、必ずしも組織的に用いるものとは認められない。したがって、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないとす実施機関の判断は妥当であると認められる。

以上のことから、請求1に対応する行政文書は存在しないとす実施機関の説明は是認できると判断する。

## （2）本件開示文書の不開示部分について

実施機関は、本件開示文書のうち、個人のメールアドレス及び個人（公務員を除く。）の氏名が条例第7条第2号又は第6号に該当すると主張している。

### ア 条例第7条第2号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

## イ 不開示情報該当性について

### (ア) 個人のメールアドレス

「個人のメールアドレス」は、本件開示文書の作成に係る担当者のメールアドレスである。

実施機関は、当該メールアドレスが条例第7条第2号及び第6号に該当すると主張している。

#### i 条例第7条第2号該当性について

当該担当者は実施機関の職員であり、当該メールアドレスは、実施機関において各職員に対しその職務遂行のために付与されたものである。

当審査会が本件開示文書を見分したところ、当該メールアドレスには、職員の氏名を識別することができる文字列が含まれていることが認められる。

したがって、当該メールアドレスに含まれる一部の文字列は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

同号ただし書アについて、実施機関は、職員の氏名については奈良県職員録に掲載され一般に頒布されているが、職員のメールアドレスについては奈良県職員録に掲載されておらず、同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと説明している。しかしながら、当該メールアドレスに含まれる一部の文字列によって識別される実施機関の職員の氏名は、奈良県職員録に掲載される等により公にされているのであるから、同号ただし書アに該当すると判断する。

以上のことから、条例第7条第2号に該当しないと判断する。

#### ii 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件決定において、開示しない理由に条例第7条第6号該当性を挙げていなかったが、実施機関は、理由説明書において同号該当性に係る主張を追加した。

当該メールアドレスは、実施機関において各職員に対しその職務遂行のために付与されたものである。したがって、当該メールアドレスは、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

当該メールアドレスが公にされた場合、当該メールアドレスが実施機関の各職員に付与されたものであることから、職員個人に対する嫌がらせ、不当

な干渉等がなされる、あるいは、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。したがって、当該メールアドレスは、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

### iii まとめ

以上のことから、個人のメールアドレスは、条例第7条第2号に該当しないが、同条第6号に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当である。

#### (イ) 個人（公務員を除く。）の氏名

「個人（公務員を除く。）の氏名」は、本件開示文書のうち、本件事故が発生した場所を示す位置図に記載された個人の住宅に係る氏名である。

実施機関は、当該氏名が条例第7条第2号に該当すると主張している。

当該氏名は、個人を識別できる情報であることから同号本文に該当することは明らかである。

そこで、同号ただし書の該当性について以下検討する。

実施機関の説明によると、当該位置図は市販の住宅地図の写しに本件事故が発生した場所を示したものであるとのことである。

市販の住宅地図は、出版社が現地で表札、郵便受け等を確認し氏名を掲載しているものであり、掲載に当たり本人から事前に同意を得ているとは限らない。しかし、個人情報保護法は、第23条第2項において、個人情報の本人の求めに応じて第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめその旨を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、あらかじめ同意を得ないで当該個人情報を第三者に提供することができる旨を規定しており、住宅地図の出版社は、個人情報の本人から掲載の停止を求められた場合には次のデータ更新に基づき制作される商品から当該個人情報を削除することを当該出版社のホームページに掲載している。すなわち、住宅地図は、オプトアウトの仕組みの下で市販することが認められているものである。

同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を開示することとしている。慣行として公にされている情報とは、現に公衆の知り得る状態に置かれており、かつ、それが社会通念上慣行と言えるものであることをいう。

住宅地図は、一般に市販されていることから、当該氏名は現に公衆の知り得る状態に置かれていることは明らかであるが、住宅地図を市販することが個人情報保護法第23条第2項に基づくオプトアウトの仕組みの下で認められているという事情を考慮した上で、当該氏名が社会通念上慣行として公にされている情報と言えるかが問題となる。

この点について実施機関は、住宅地図の市販はオプトアウトの仕組みの下で認められているものであるため、当該氏名は慣行として公にされている情報に該当するものとは言えず、また、ストーカー、DVの被害を受けるおそれがある等の事情により自己の住所を知られたくないと考える個人が、既に出版社に

対して掲載の停止の申出をしている等の可能性があることから、不開示とすべきであると主張している。

住宅地図は、出版社が現地で表札、郵便受け等を確認し氏名を掲載しているものであるが、表札、郵便受け等は、住宅に居住する者が、当該住宅を訪問する者に対して居住者の氏名を表示するものであって、必ずしも広く一般に公にすることを目的としているとは認められないことから、表札、郵便受け等に氏名を掲げていることをもって、当該氏名が慣行として公にされている情報であるとも言えない。

ところで、条例第7条第2号において個人に関する情報を不開示とする目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核部分はプライバシーである。しかし、プライバシーの概念が必ずしも明確ではなく、個人の価値観により、その範囲につき見解が分かれることが少なくない。そこで、制度の安定的運用を図るため、個人識別情報を原則不開示とした上で、個人の権利利益を侵害せず不開示にする必要のないもの、及び開示しないことの利益より開示することの公益が優越するため開示すべきものを同号ただし書で例外的開示事項として列挙していると解される。

この点を踏まえて、オプトアウトの仕組みの下で公にされている当該氏名が、慣行として公にされている情報に該当するか否かを検討する。

住宅地図は、個人情報保護法第23条第2項に基づくオプトアウト制度の下で版を重ねて市販され、社会経済活動において現に広く利用されているという実態があることから、当該氏名は条例第7条第2号ただし書アに該当する。

以上のことから、当該氏名は、条例第7条第2号に該当しないため、開示すべきである。

### (3) 本件開示文書以外の請求2に対応する行政文書の不存在について

異議申立人は、口頭意見陳述において、本件開示文書による報告以外にも実施機関から国土交通省に対し本件事故に関する報告がなされて然るべきであると主張している。これに対し、実施機関は本件開示文書による報告以外には国土交通省への報告は行っていないと説明している。

理由説明書等により確認された本件事故後の経過によると、本件事故は平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)に発生し、実施機関は同月〇〇日(〇)に新聞記事により本件事故の発生を把握している。そこで、実施機関は、本件事故の発生を把握した翌日(同月〇〇日)に現地調査を行い、その翌日(同月〇〇日)に本件開示文書を国土交通省建築指導課宛てに発出している。また、その後(同月〇〇日)実施機関は、本件所有者等に対し事故の再発防止に努めることを指導する文書を発出している。

上記のとおり、実施機関が本件事故の発生を把握したのは事故が発生してから3日が経過しているのであるが、国土交通省通知は、特定行政庁が職権により事故の発生を把握することまで求めているものではない。また、実施機関が国土交通省への報告を行ったのは一度であるが、同通知は、国土交通省への報告を複数回行うことを義務付けるものであるとは解されない。

これらのことから、本件開示文書以外の請求2に対応する行政文書を作成又は取

得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(別 紙)

### 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成25年10月 3日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成25年11月11日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年 7月 9日 (第175回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成26年 8月 8日 (第176回審査会)	・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成26年 9月16日 (第177回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成26年11月 6日 (第178回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成26年12月18日 (第179回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成27年 1月14日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学大学院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	
ほそみ みえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学大学院法務研究科教授 （行政法）、弁護士	会 長

(平成27年 1月14日現在)

前委員

(敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしだひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学名誉教授（憲法）、弁護士	平成26年9月30日退任
ちはら みえこ 千原美重子	臨床心理士	平成26年9月30日退任